

国土利用計画法の事後届出制  
土地売買等届出書記載要領

目次

1	事後届出制	1
2	事後届出の対象となる土地取引面積	1
3	届出の提出先・提出期限	1
4	届出が必要な者	2
5	届出の適用除外	2
6	届出書の押印等について	2
7	届出を要する契約の範囲	3
8	罰則	4
9	審査期間	4
10	土地売買等届出書記載要領	5
11	届出の様式・用紙	9
12	添付図書	10
13	会社が代表者以外の名義で届出する場合（押印は不要）	11
14	委任状記載例（押印は不要）	12
15	担当窓口	13

# 国土利用計画法の事後届出制 土地売買等届出書記載要領

## 1 事後届出制

平成10年9月1日に国土利用計画法（以下「法」といいます。）の一部を改正する法律が施行され、一定規模以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合は、当事者のうち土地の権利取得者（譲受人）は、契約締結後に届出（以下「事後届出」といいます。）が義務付けられました。

都は、事後届出の土地の利用目的について審査を行い、土地の利用目的が土地利用基本計画等に適合しない場合には、勧告等することがあります。

法施行規則が改正され、令和3年1月1日から届出書等への押印が不要となりました。

## 2 事後届出の対象となる土地取引面積

事後届出が必要となる土地取引面積は、区域により異なります。具体的には表1のとおりです。

なお、個々の取引面積が届出対象面積に満たなくても、買い増しなどで合計すると届出対象面積以上となるような一団の土地を買う場合は、その都度事後届出が必要です（買いの一団）。

(表1) 事後届出が必要な土地取引面積

都内の市街化区域 23区、26市、瑞穂町、日の出町		2,000平方メートル以上
都内の市街化調整区域 13区、19市、2町（注）		5,000平方メートル以上
非線引の 都市計画区域	大島町、新島村、神津島村、 三宅村、八丈町の一部	5,000平方メートル以上
都市計画区域外 の区域	檜原村、奥多摩町及び利島村、御蔵島村、 青ヶ島村並びに小笠原村の父島・母島 の本島以外の区域	10,000平方メートル以上

(注) 13区……中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、北区、  
荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区  
19市……八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、日野市、  
東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、  
多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市  
2町……瑞穂町、日の出町

## 3 届出の提出先・提出期限

届出書は、**土地所在地の区市町村担当課へ契約締結日から起算して2週間以内**に提出してく

ださい（法第23条第1項）。東京都へ直接届出書を提出することはできません。

\* **契約締結日を含みます。**

○ 提出先（区市町村担当課）→ [https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/tantou\\_ichi.htm](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/tantou_ichi.htm)

\* 届出の土地が2以上の区市町村にわたる場合には、最大面積の土地の存する区市町村へ提出してください。

#### 4 届出が必要な者

(1)届出が必要な者は、土地売買等の契約を締結した場合の権利取得者（譲受人）です。

この立場にある方は個人及び法人を問わずどなたでも届出が必要です。

(2)代理人によって届出を行う場合には、委任状を添付してください。

なお、委任状には、代理権の所在及びその範囲を記載してください。

\*「14 委任状記載例」を参考にしてください。

#### 5 届出の適用除外

(1)民事調停法による調停に基づく場合

(2)当事者の一方又は双方が国、地方公共団体及び法施行令に定める独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社等である場合

(3)その他法施行令で定める場合

・民事訴訟法による和解の場合

・会社法、破産法、会社更生法等の手續において裁判所の許可を得て行われる場合等

#### 6 届出書の押印等について

届出書への押印は不要です。

\* **契約1件につき届出1件です。**

\* 譲受人複数名で土地売買等の契約を行った場合は、全ての譲受人連名による届出となります。  
(譲受人全員の記載が必要です。届出書に全て記載できない場合は、別紙に記載。)

\* 契約締結者が代表者以外の役職者の職名であっても、代表者の職・氏名を記載してください。

## 7 届出を要する契約の範囲

届出を要する契約とは、表2に掲げたおおむね1から9までの、土地及び土地とともに取引する工作物（建物、立木など）に関する所有権、地上権又は賃借権の移転又は設定をする契約をいいます。

（表2）届出を要する契約の範囲

権利移転の形態（原因）	土地売買等の契約の要件該当性	（権利）	（対価）	（契約）	備考
（届出を要する契約）					
1 売買契約、売買予約、入札	○	○	○	○	
1-2 保留地処分（区画整理）	○	○	○	○	
1-3 共有物持分の譲渡	○	○	○	○	
1-4 営業譲渡	○	○	○	○	
2 譲渡担保	○	○	○	○	
3 代物弁済、代物弁済予約	○	○	○	○	
4 交換	○	○	○	○	
5 形成権の譲渡	○	○	○	○	
（1）予約完結権の譲渡	○	○	○	○	
（2）買戻権の譲渡	○	○	○	○	
6 停止条件付、解除条件付契約	○	○	○	○	
7 信託受益権の譲渡	注4	注4	○	○	
8 地位譲渡	○	○	○	○	
9 第三者のためにする契約	○	○	○	○	
10 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）、企業担保権の実行	△	○	○	○	
10-2 民事調停、家事審判、裁判上の和解	△	○	○	○	
11 地役権、永小作権、抵当権、不動産質権の移転又は設定	×	×	○	○	
11-2 地下又は空間の区分地上権の移転又は設定	×	×	○	○	
11-3 抵当権消滅請求、代価弁済	×	×	○	×	
11-4 工場財団等の移転	×	×	○	○	
12 贈与、負担付贈与（※）、財産分与、合意解除、信託の引受及び終了	×	○	×	○	※経済的価値を有しない負担の場合
13 形成権の行使	×	○	○	×	} 形成権の行使である
（1）予約完結権の行使	×	○	○	×	
（2）買戻権の行使	×	○	○	×	
（3）解除	×	○	○	×	
14 交換分合（土地改良）	×	○	○	×	
15 相続、法人の合併・分割、遺産の分割、遺贈、負担付遺贈、包括遺贈	×	○	×	×	} 原始取得である 権利の移転はない
15-2 時効	×	○	×	×	
15-3 土地収用	×	○	×	×	
15-4 換地処分（土地改良、区画整理）	×	○	×	×	
15-5 権利変換（都市再開発）	×	○	×	×	
15-6 共有持分の放棄	×	○	×	×	

（注）

1 ○印は、土地売買等の契約に該当するもの。

2 ×印は、土地売買等の契約に該当しないもの。

3 △印は、土地売買等の契約に該当するが、法令により適用除外とされているもの。

4 信託期間満了時に受益者が信託財産である土地を所有することとなる場合、又はその可能性がある場合は、当該信託受益権は所有権の取得を目的とする権利に該当する（国土交通省「国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針」）。

## 8 罰則

届出期間内に事後届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります（法第47条）。

## 9 審査期間

土地の利用目的が土地利用基本計画等に適合しない場合は、届出があった日から起算して3週間以内に利用目的の変更を勧告することがあります（審査期間の延長通知があった場合は6週間の範囲内）。

また、土地利用の目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがあります。

なお、勧告に従わない場合は、その旨及び勧告の内容を公表する場合があります。

## 10 土地売買等届出書記載要領 \*1契約につき1届出です。

届出書を作成する場合には、下記の内容に従って記載してください。

項 目		記載内容等
1	標題部	
1-①	年月日	提出年月日を記載
1-② 1-③ (削除)	権利取得者 (譲受人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合、住所、氏名を記載</li> <li>・法人の場合、所在地、名称、代表者の職・氏名を記載</li> <li>[譲受人複数名での契約の場合]</li> <li>譲受人全員の住所及び氏名を記載</li> <li>欄が不足する場合は、氏名欄に「〇〇外〇名」と記し、別紙に外〇名全員の住所・氏名を記載</li> </ul>
1-④	担当部課又は代理人	
1-⑤	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転又は設定に係る土地に関する権利の種類(所有権・地上権・賃借権・その他のいづれか)と、移転・設定の別について、該当するものを○で囲む</li> <li>・権利の種類が「その他」の場合、直下にかっこ書きで具体的な権利名を記載</li> </ul>
1-⑥	譲受人業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利取得者(譲受人)の主たる業種を○で囲む</li> <li>・「7 その他」の場合、直下にかっこ書きで具体的な業種又は事業内容を記載(譲受人が個人の場合は記載不要)</li> </ul>
2	契約の相手方に関する事項	
2-①	住所・氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合、住所、氏名を記載</li> <li>・法人の場合、所在地、名称、代表者の職・氏名を記載</li> <li>*土地に関する権利が共有であるとき</li> <li>共有者全員の住所及び氏名を記載</li> <li>欄が不足する場合は、氏名欄に「〇〇外〇名」と記し、別紙に外〇名全員の住所・氏名を記載</li> <li>*売主代理人がいる場合、代理人氏名も記載</li> </ul>
2-②	契約締結年月日	契約日を記載。予約契約の場合はその契約年月日を記載
3	土地に関する事項	
3-①	所在 登記簿	町又は字
3-②		地番
3-③	住居表示	存在する場合は記載
3-④	地目	登記簿に記載されている田、畑、宅地、山林等の区分により記載
3-⑤	現況	当該土地の主たる現況地目を上記区分に準じて記載
3-⑥	面積	必ず <b>1筆ずつ</b> 記載してください。 * 欄が不足する場合は、所在・地目とともに別紙に記載 * 1筆の一部の場合も、「登記簿」欄の面積は筆全体の面積を記入(筆の一部の面積は実測欄を活用して記載)
3-⑦	実測	<b>実測面積による売買を行う場合</b> に記載 * 実測求積図又はこれに代わるものを添付のこと
3-⑧	合計(筆・面積)	必ず記載(別紙を添付した場合も、筆数と面積の計は記載のこと)
3-⑨	利用の現況	現況を記載(〇〇用地)

項 目		記載内容等	
3-⑩	届出に係る権利以外の権利	所有者の住所	1-⑤で「地上権・賃借権・その他」に○を付けた場合、「所有者の住所」「所有者の氏名」を記載 「所有権」に○を付けた場合は「該当なし」と記載
3-⑪		所有者の氏名	
3-⑫	所有権以外の権利	種別	その土地に現に存し、かつ、権利の移転又は設定後においても引き続き存続することとなる権利がある場合に記載 例：地上権、地役権、賃借権、抵当権、質権、入会権等（土地収用法の使用権の設定等公法上の権利も含む。）
3-⑬		内容	権利の存続期間、地代の額等を記載
3-⑭		権利者の住所	権利者について記載
3-⑮		権利者の氏名	
<b>4 土地に存する工作物等に関する事項</b>			
※4-①・4-②は土地に存する工作物がある場合に記載			
4-①	種類	工作物の種類を記載（例：住宅、倉庫、杉林等）	
4-②	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の場合：延べ面積、構造、使用年数等（例：「木造2階建 80㎡築後5年」）</li> <li>・木竹の場合：植栽面積又は本数、樹種、樹齢等を記載</li> <li>・樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ、マツその他N（針葉樹）、L（広葉樹）の区分による</li> </ul>	
<b>移転又は設定に係る権利</b>			
※工作物等について、権利の移転又は設定をした場合は下記4-③・④のとおり記載 工作物がない場合、又は工作物等があっても権利の移転等がない場合は、「該当なし」と記載			
4-③	種別	所有権、賃借権、信託受益権等の別	
4-④	内容	権利の存続期間、賃料の額等を記載 *所有権の場合は、記載不要 *欄が不足する場合は、別紙添付	
<b>移転又は設定に係る権利以外の権利</b>			
※ 工作物等について現に存する賃借権、抵当権等の権利で、引き続き存続する権利がある場合に限り記載			
4-⑤	所有権	所有者の住所	信託受益権の場合は、受託者の住所・氏名を記載 記載事項がない場合は「該当なし」と記載
4-⑥		所有者の氏名	
4-⑦	所有権以外の権利	種別	権利の移転又は設定後にその建築物に引き続き借家人が居る場合に記載 * 欄が不足する場合は、別紙対応可能 * 記載事項がない場合は「該当なし」と記載
4-⑧		内容	
4-⑨		権利者の住所	
4-⑩		権利者の氏名	
<b>5 移転又は設定に係る土地に関する権利の内容に関する事項</b>			
5-①	移転又は設定の態様		売買・交換等の登記原因の区分により記載 （賃借権の売買・設定、信託受益権の売買、地位譲渡等の場合はその旨記載）
5-②	地上権又は賃借権の場合	存続期間	地上権・賃借権の売買・設定の場合に記載 それ以外は「該当なし」と記載
5-③		残存期間	
5-④		堅固・非堅固の別	
5-⑤		地代（年額・円）	
5-⑥	特記事項		地上権又は賃借権の登記の有無、底地権・借地権の割合等について記載

項目		記載内容等
<b>6 対価の額等に関する事項</b>		
取引の実態に即して価格の決め方を同じくするものごとを一括して、又は適宜まとめて「番号1」の行に記載してもよい なお、その場合でも、「計(a)」「平均(b)÷(a)」「計(b)」欄は記載のこと		
6-①	土地に関する対価等の額等	地目(現況)
6-②		面積(m <sup>2</sup> )
6-③		単価(円/m <sup>2</sup> )
6-④		対価の額(円)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>面積の小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てること</li> <li>単価は、小数点以下を切り捨てた金額を記載</li> <li>届出に係る契約が、譲渡担保、代物弁済、交換等である場合には、当該土地の評価額を記載</li> <li>地上権又は賃借権の場合は、<u>権利金、その他の一時金相当額</u>を記載</li> </ul>
6-⑤	工作物に関する対価の額等	種類
6-⑥		対価の額(円)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「4 土地に存する工作物等に関する事項」の欄に対応させ、一物件ごと又は一括して記載</li> <li>「対価の額」は<u>消費税を含む</u>額を記載</li> </ul>
6-⑦	実測清算	
		対価の額について実測による面積の増減によって対価が清算される契約であるか否かにより、有無のいずれかを○で囲む
<b>7 土地の利用目的等に関する事項</b>		
7-①	用途等	<p>利用目的を審査するため、届出に係る<b>土地の利用目的</b>について、下記に基づき<b>必ず記載</b>してください。(可能な限り詳細に記載。<b>空欄や未定とはしないでください。</b>)</p> <p>[記載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、商業施設、別荘、機械工場、ゴルフ場等の用途</li> <li><b>自己用、賃貸用、販売用の区別</b></li> <li>土地選定の理由(「隣に存する工場の増設のため」など)</li> <li>利用計画の実施時期等</li> <li>住宅団地にあつては、住宅の延べ面積、棟数、戸数、階数及び分譲用又は賃貸用も記載</li> <li>届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後において土地利用の現状を変更しない担保目的等に係るもの等にあつては、現状維持である旨を記載するとともに、その必要性等の事由(借入金担保のため等)を記載</li> </ul> <p>・一団の土地の場合や契約中止等で既に届出がある場合は、「前回の届出」の欄にその番号(区市町村の受理番号)を記載</p>
7-②	利用目的に係る土地の所在	届出に係る土地(届出に係る土地が一団の土地の一部である場合にあっては、当該一団の土地全体)の所在及び面積を記載
7-③	利用目的に係る土地の面積	
7-④	利用の現況の変更	変更の有無について○で囲むこと
7-⑤	人工面率	利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地(農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。)以外の土地の面積の割合の現況と計画を記載(○○%→○○%)
7-⑥	計画人口	住宅団地等の場合は想定人口等 工場団地等の場合は計画従業員数 レクリエーション施設等の場合には計画(又は見込)入場者数 を記載
7-⑦	その他	利用目的について既に開発許可、建築確認等を受けている場合、自ら公共・公益的施設を整備する予定である場合等には、その概要を記載 * 必要に応じて別紙を添付のこと
7-⑧	その他参考となるべき事項	特記事項、参考事項等がある場合に記載 (例)土地だけを譲渡し、家屋の譲渡は行わない場合はその旨 開発許可申請の見通し など



土地売買等届出書

1-① 年 月 日

東京都知事 殿

標  
題  
部

権利取得者(譲受人)

住所 〒 1-② 電話

氏名 (削除) 1-③

担当部課  
又は代理人

1-④

氏名 電話 1-⑤

1	不動産業
2	建設業
3	金融保険業
4	製造業
5	商運業
6	運輸業
7	その他

譲受人業種

1-⑥

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

契約の相手方等に関する事項		契約の相手方(譲渡人)の住所			氏名			契約締結年月日						
		2-①						2-②						
土地に関する事項	番	所在地			地目		面積							
	号	登記簿		住居表示	登記簿	現況	登記簿(m <sup>2</sup> )	実測(m <sup>2</sup> )						
	1	町又は字		地番										
	2	3-①		3-②	3-③	3-④	3-⑤	3-⑥	3-⑦					
3	合計		3-⑧ 筆				計	3-⑧ m <sup>2</sup>		計	3-⑧ m <sup>2</sup>			
土地に関する事項	番	利用の現況	届出に係る権利以外の権利											
	号		所有権				所有権以外の権利							
	1		所有者の住所		所有者の氏名		種別		内容		権利者の住所		権利者の氏名	
	2	3-⑨	3-⑩		3-⑪		3-⑫ 3-⑬		3-⑭		3-⑮			
土地等に関する事項	番	種類	概要	移転又は設定に係る権利										
	号			移転又は設定に係る権利				所有権以外の権利						
	1			種別		内容		所有者の住所		所有者の氏名		権利者の住所		権利者の氏名
	2	4-①	4-②	4-③ 4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦	4-⑧	4-⑨	4-⑩				
土地に関する事項	番	移転又は設定の態様		地上権又は賃借権の場合					特記事項					
	号			存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別		地代(年額・円)						
	1													
	2	5-①		5-②	5-③	5-④		5-⑤		5-⑥				
対価の額等に関する事項	番	土地に関する対価等の額等						工作物等に関する対価の額等(消費税含む。)						
	号	地目(現況)	面積(m <sup>2</sup> )		単価(円/m <sup>2</sup> )		対価の額(円)			種類	対価の額(円)			
	1													
	2	6-①	6-②		6-③		6-④			6-⑤	6-⑥			
3	計(a)		平均((b)÷(a))		計(b)			計						
実測	有	6-⑦												
土地の利用目的等に関する事項	用途等	7-①												
	利用目的	(前回の届出 都・区・市・町・村受理日及び番号 年月日 第 号)												
	的	利用目的に係る土地の所在				利用目的に係る土地の面積								
	7-②	7-③												
利用計画の概要	人工面率	7-⑤ %		計画人口	7-⑥ 人									
	その他	7-⑦												
その他参考となるべき事項	7-⑧													

## 1.1 届出の様式・用紙 **\* 1契約につき1届出です。**

- (1) 届出は、土地売買等届出書（別記様式第1号）で行います。
- (2) 届出の用紙は、「申請様式等」のページからダウンロードして下さい。  
届出用紙はこちら → <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/si05.htm>  
（◆国土利用計画法第23条第1項に基づく届出（事後届出）「土地売買等届出書（事後届出）様式」）  
なお、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課、区市町村の届出担当窓口でも無料配布しています。

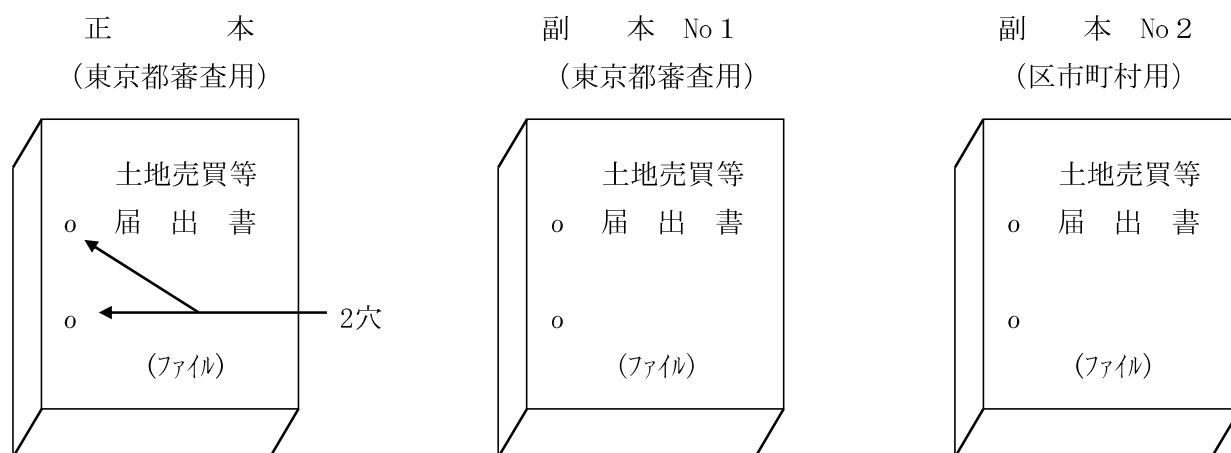
### (3) **届出書の部数は、正・副2部・写（届出人用）の4部です。**

正・副2部の届出書には、それぞれ「1.2 添付図書」に記載の書類を添付してください。

写（届出人用）の届出書には、添付図書は必要ありません。

\*届出の土地が2以上の区市町村にわたる場合、関係区市町村が増えるごとに、副本1部を増やしてください。

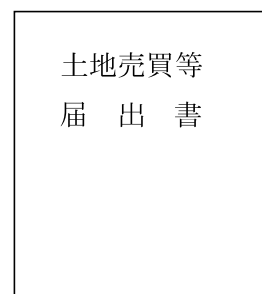
### 土地売買等届出書提出部数



#### 〈提出時の注意点〉

- 1 正・副2部の3部は、届出書及び添付図書をA4縦形式で**紙製のファイル**にとじて提出してください。
- 2 ファイルの背表紙には何も記入しないでください（**シールも貼付しないこと**）。
- 3 写（届出人用）の届出書は、ファイルにとじる必要はありません（添付図書は不要です）。
- 4 委任状・使用名義届は、正本にとじて提出してください。

#### 写（届出人用）



## 12 添付図書

届出に要する添付図書

(表3)

(1) ○は必ず添付を要する図書 (2) □は実測取引の場合に添付を要する図書

号	名称	添付図書	説明	添付方法			
				正本	副1	副2	写
1	契約書の写し	土地売買等の契約書の写し 又はこれに代わるその他の書類	予約契約の場合であっても必要である	○	○	○	×
2	位置図	縮尺25,000分の1の地形図 (国土地理院発行)又はこれに代わるものに当該土地の位置を明示したもの	一団の土地について同時に2件以上届け出る場合は、1件に添付し、他は省略可	○	○	○	×
3	周辺状況図	縮尺2,500分の1の東京都地形図又はこれに代わるもの(住宅案内図等)に当該土地の区域を明示したもの	届出に係る土地が一団の土地の一部である場合は、一団の土地の区域をあわせて表示すること	○	○	○	×
4	平面図	公図の写し(原寸大)又はこれに代わるもの(宝典図等)に当該土地の形状を明示したもの  (土地区画整理事業による仮換地の場合はそれを証する図書)	(1) 届出の対象地は、赤色で囲んで明示すること (2) 方位は原則として北を上にし、方位記号を付すこと (3) 公図写、換地図等の記入事項 ① 縮尺、公道・私道・水路・公有地等の明示 <b>例えば、次のような形で色塗りすること</b> ・公道 茶色 水路 水色 ・私道 一般公衆用に供されるもの 黄色 隣地の専用通路 橙色 ② 土地の所有関係 ・2筆以上が同一所有者のとき  ・1筆又は2筆以上の土地の一部を同一人が借地しているとき 	○	○	○	×
5	実測図	測量士若しくは土地家屋調査士による実測証明がなされている実測求積図又はこれに代わるもの	<u>実測面積による売買の場合</u> に添付する  なお、実測図がない場合は、敷地の周りの長さを記入した図面を添付	□	□	□	×

### 注意事項

- 届出書各部(正・副2部)に添付図書を付し、ファイルにとじて提出してください。
- 図書類はできるだけA4判程度の大きさにして提出してください(公図は原寸大)。
- 正本・副本No.1は東京都審査用、副本No.2は区市町村用、写は届出人用です。
- 上記の添付図書は、届出された土地の審査をする際に必要となりますので、提出もれのないよう注意してください。なお、審査を行うために必要な限度で、その他の図書の提出を求めることがあります。

1 3 会社が代表者以外の名義で届出する場合（押印は不要）

※原則として代表者名で届出してください。

(A 4判)

## 使 用 名 義 届

当社は、(〇〇〇における) 国土利用計画法に基づく届出等に関しては、  
(役職名) 〇〇 〇〇 名で行います。

令和 年 月 日

所 在 地  
会 社 名  
会社代表者名

記

1 届出等当事者名

役職名 〇〇株式会社〇〇事業本部長

氏 名 〇〇 〇〇

## 1 4 委任状記載例（押印は不要）

# 委 任 状

代理人

○住所（法人にあつては所在地）

○氏名（法人にあつては名称及び担当者氏名）

○電話番号

私は、上記の者を代理人と定め、末尾記載の不動産に係る国土利用計画法の規定に基づく、下記の事項を委任いたします。

記

- 1 国土利用計画法第23条1項に基づく事後届出書の提出
- 2 その他上記法律に付随する一切の権限

委任内容は委任者の意志により異なります

(不動産)

土 地

1 (所在)

(地目)

(面積)

届出地が複数にわたる場合、全ての土地及び建物を記入してください

建 物

1 (所在地)

(建物の名称)

(種類)

(構造)

委任者

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○住所（法人にあつては所在地）

○氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

## 担 当 窓 口

- 1 区市町村（届出要件の審査、受理）  
「区市町村担当課一覧」のとおり
- 2 東京都（土地の利用目的審査、勧告、指導等）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2 - 8 - 1

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都庁第二本庁舎 12階 北側

(TEL) 03-5321-1111 (代) 内線 30-253・254

03-5388-3216～7(ダイヤルイン)